

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中津川市長 小栗 仁志

市町村名 (市町村コード)	中津川市 (21206)
地域名 (地域内農業集落名)	苗木地域 (八幡・日比野・井汲・大牧・新谷・山の田・瀬戸・上地・本町・背戸川・室屋・三郷・津戸・上並松・下並松)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月1日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・苗木地域は、現在地域内の農業を担う者が集積しているが、今後増える見込みの農地を預けたいといった希望に対応するため、各経営体の作業能力強化や機械施設等の整備が必要となる。
- ・地域内にある農業用施設の老朽化が進んでおり、今後改修等の対応が必要となる。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域内の農業を担う者に優先的に農地の集約を進めるとともに、スマート農業を推進し、効率的な農業の実現を目指す。
- ・作物の生産は水稻、麦等の土地利用型作物を主体とし、自立可能な生産体制の確立を目指していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	277.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	272.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・区域内の農用地等面積について、数値に誤りがあり修正すること、及び、それに伴い、現状及び将来の目標とする集積率を修正することを確認した。
- ・以下の農地において、農業以外の利用に供するため、地域計画区域外とすることに、農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

①苗木字南八幡430-14	1,216m <sup>2</sup>
②苗木字南八幡430-16	97m <sup>2</sup>
③苗木字室屋7427	3,375m <sup>2</sup>
④苗木字室屋7428	2,866m <sup>2</sup>
⑤苗木字室屋7429	46m <sup>2</sup>
⑥苗木字麦搗7558	602m <sup>2</sup>
⑦苗木字麦搗7559	1,281m <sup>2</sup>
⑧苗木字沼7652	2,209m <sup>2</sup>
⑨苗木字沼7665	2,167m <sup>2</sup>
⑩苗木字沼7666	1,950m <sup>2</sup>
⑪苗木字並松8005	550m <sup>2</sup>
⑫苗木字並松8216	1,276m <sup>2</sup> のうち、486m <sup>2</sup>
⑬苗木字大牧1506-1	1,566m <sup>2</sup> のうち、495.90m <sup>2</sup>
⑭苗木字大牧6495	1,585m <sup>2</sup> のうち、470.39m <sup>2</sup>

- ・以下の農地を地域計画区域内とすることを確認した。

①苗木字後山610-63	2,380m <sup>2</sup>
--------------	---------------------

- ・地域内の農業を担う者として、新たに認定農業者となった1者を追加するとともに、目標面積を修正することを確認した。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・苗木地域の農地利用は、地域内の農業を担う者が担っていく。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・将来の経営農地の集団化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。
- ・地域内の農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、農地中間管理機構を通じて地域内の農業を担う者への貸付けを進めていく。

### (3) 基盤整備事業への取組方針

- ・耕作を担う経営体の作業効率を向上させるために、基盤整備事業(暗渠排水整備等による耕作条件向上)に取り組む。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・地域内に柱となる認定農業者が存在するため、認定農業者が連携し地域農業の維持を図っていく。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

- ・既存の受託組織や担い手への委託により合理化を図り、遊休農地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①農地所有者、耕作者、地域内の農業を担う者等地域全体で侵入防止柵設置や捕獲体制の構築など、地域一体となった鳥獣害対策に取り組む。
- ③作業の省力化、効率化に向けて、スマート農業機械の導入や活用を推進していく。
- ⑦可能な限り中山間地域等直接支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理に継続して取り組むとともに、取組組織の広域化を目指していく。